

新型コロナウイルスに感染した際の補償について

1. 【健康保険】

①検査費用】

新型コロナウイルス感染判定のための検査（PCR検査）は、2020年3月6日から健康保険適用となりました。通常なら3割負担となるところですが、公費負担になることが決定しましたので、感染の有無に関わらず検査費用の自己負担はゼロとなります。

※厚生労働省 [新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて](#)

②入院費用

入院費用も同様です。新型コロナウイルスは、**指定感染症**と定められましたので**入院時の自己負担はなく、公費負担**となります。基本的には入院費用を支払う必要はありません。

③傷病手当金

傷病手当金とは、**仕事とは関係なく**、傷病で休業しなければいけなくなった労働者の給与を補償する手当です。傷病手当金は全国健康保険協会、健康保険組合が行っている制度のため、被用者保険に加入している方が受けられる補償です。

なお、今回の新型コロナ感染拡大を受けて、**国民健康保険でも支給**されることになりました。新型コロナ感染で休業しなければならなくなった労働者に対しては、傷病手当金を利用することが可能です。

傷病手当金 → 最長1年6ヶ月、給与の70%補償

傷病手当金の支給要件は

1. **業務外**で新型コロナ感染した場合あるいは**業務外**で感染が疑われる場合
2. 療養のために仕事に従事できない
3. **4日以上**仕事に従事できない（連続する3日間を含む）
4. 休業期間に**給与の支払いがない**

上記要件に関して、原則としてウィルス感染に関する医師の意見書が必要ですが、発熱などの症状があり、感染が疑われる場合は医師の意見書がない場合でも、事業主の証明書を付けることで労務不能として認められる可能性があります。

傷病手当金支給の可否は

- 自分が濃厚接触者で自主自宅で隔離の場合 → ×支給不可（発病していないので）
- 家族が濃厚接触者になったため自宅で待機の場合 → ×支給不可（同上）
- 病院へ行ったがPCR検査が受けられない場合 → ○症状があり就労できない場合は支給可
- 会社で集団感染した → ×支給不可（業務上なので労災）

傷病手当の対象となるのは、被保険者が就労できない場合です。従って、休業しなければいけなくなった本人に新型コロナ感染の可能性がある場合のみ、支給されます。

2.【労災保険】

新型コロナウイルスの場合は、労災を申請しても 感染経路を特定しなければならず、認定に時間がかかることが予想されます。

①休業補償給付 給与の80%

労災では給与の8割が補償されるため、こちらを優先したいところですが、すぐに給付されない可能性が高いという問題があります。すぐに支給される可能性が高い傷病手当金の場合は、給与の7割しか補償されません。

労災を申請する場合、業務中、業務中に新型コロナに感染したという、業務遂行性・業務起因性の立証が労災認定のカギになります

業務中に新型コロナ感染が疑われる場合、病院に受診する際にやってはいけないことがあります。それは、保険証を利用することです。業務中の感染、通勤中の感染は、業務を原因する病気と認定されると労災補償の対象となります。この場合、労災が負担する可能性があるため、健康保険は適用できないのです。

もっとも、新型コロナ感染の場合は感染経路不明の場合もあるため、一旦は健康保険を利用して、後で労災に切り替える方法もあります。

例えば、仕事の得意先が新型コロナに感染したことが発覚し、自分が濃厚接触者だった場合は感染経路が明らかであるため、労災認定がされる可能性があります。プライベートでも商業施設などに行っており、いつ感染したかわからないという場合は労災として認定されません。

職業によっては、認定されやすいケースもあります。医師や看護師は、院内感染リスクがあり、集団発生も多数発生しているため、業務遂行中かつ業務に起因して感染したと認められやすいと言えます。また、スーパーのレジや接客業など不特定多数の人と接触する職場で集団発生している場合は、仕事に起因して感染したと考えることが妥当であり、その他に感染源が考えられない場合は、労災認定される可能性が高いでしょう。

通勤中に電車で新型コロナに感染した場合はどうでしょうか？

この場合は、通勤中の電車内で感染したのですから、「通勤中」といえ通勤災害が認められそうです。しかし、電車で感染したことを**証明するのは極めて難しい**と思います。

通勤中の感染の場合は、クラスターなどで**感染経路が特定でき、通勤以外の感染が否定される場合には、業務災害として認定される可能性**があります。

通勤中に新型コロナウイルスに感染した可能性がある場合は、医療機関、勤務先と相談、そして会社を管轄する労働基準監督署に相談することが必要でしょう。

休業補償給付金と傷病手当金の両方を申請 速やかで確実な受取りが可能に

両方を並行申請するという方法が考えられます。傷病手当金と労災の両方を申請して、傷病手当が先に認定されたら一旦それを受け取ります。もちろん二重にはもらえませんが、**受給後に労災で休業補償給付が認定された場合は、すでに受けとった傷病手当金を返還すれば大丈夫**です。

労災が認定されれば、8割が補償されるのですから、7割の手当金は返還となります。

②労災保険 遺族補償給付

仕事に新型コロナに感染し、本人が亡くなってしまった場合には、遺族にも補償があります。

これを**遺族補償給付**と呼びます。

遺族補償給付では、**遺族特別支給金**として **300 万円**、労災認定前に受け取っていた給与の額に応じて定められる**遺族補償年金**が受け取れます。これは遺族が亡くなるまで受け取ることができる補償です。

③労災保険 葬祭料

仕事での新型コロナウイルス感染で本人が亡くなってしまった場合は、葬祭料も受け取ることができます。**葬祭料**とは、労働者が死亡した場合のお葬式費用です。遺族に対して支払われます。

以上が、新型コロナウイルス感染で補償される可能性のある労災の補償です

新型コロナウイルス感染に対する対応でお悩みのときは、弊社または専門家、労働基準監督局にご相談ください。

【生保・損保】

コロナウイルス対策として民間の生命保険、損害保険等でお役立ちできる保険もあります。もし万一、従業員がコロナウイルスに感染した場合を想定すると恐ろしくて考えもつかないことばかりです。

弊社では、このような事態になっても公的保険だけでなく、民間の保険(保障)で従業員を守り、雇用を守り、会社を守る補償の準備をご案内しています。

お気軽にお問い合わせください。

